

豪州・中国間自由貿易協定の動向とその経済波及効果

加賀爪 優

Masaru KAGATSUME: Australia-China Free Trade Agreement and Its Economic Impacts

Formerly Australia has insisted on the global trade liberalization through GATT and WTO consistently. However, Australia has recently concluded 4 FTAs with New Zealand, Singapore, Thailand and United States so far. Among those, the FTA with United States has been very controversial negotiation and very time consuming during the negotiation process. In this negotiation USA had insisted two stage agreements where agriculture had been excluded from liberalization sectors in the first stage and then agriculture was reconsidered to be included in the second stage after agreement became successful. This was not totally accepted by Australia and also from the international viewpoints of consistency between WTO and FTA. Eventually it was concluded with compromise of Australian side to some extent. Since then, Australia has been negotiating the possibilities of FTA with several countries. Those are FTAs with ASEAN, Malaysia, Arab Espirate Countries Federation, Japan and China. Among them, the FTA which Australia has most strongly intended to conclude is FTA with China.

In this articles, the economic impacts on both side of FTA between Australia and China are discussed. At this stage, it is pointed out that both countries would have positive benefits from this agreement and especially Australia has bigger benefits than China in terms of the increase rate of exports and GDP. Australia would expand exports of the mining resources and other primary industries while China would expand textile and labor intensive manufacturing industries. Those situations are quite different from the case of FTA with USA. Recently in Australia, the wool industry has been seriously stagnated while wine industry has been enjoying the booming situations. These situations have expanded the possibilities of intra-industry trade (horizontal division of labor) within agricultural trade between the two countries.

1. はじめに

農産物貿易の自由化交渉において、オーストラリアは、当初からグローバルな自由化を主張してきた。ガット・ウルグアイ・ラウンドの場でも、アメリカと共に、工産物並みの即時自由化を日本やEUに対して強く迫ってきたのは、周知の通りである。その際、オーストラリアは、ケアンズ・グループのリーダー国として、「無差別」、「多角」、「互恵」というWTOのモットーに従って、グローバルな自由化を一貫して主張してきたのである。しかし、1999年のシアトルでのWTO交渉が決裂して以来、WTO自由化交渉は遅々として進展していない。

今や、メンバー国が百数十カ国に膨れ上がったWTOの枠組みでの自由化交渉では、利害の一致を見るのは極めて難しく、それよりも、利害の共通する比較的近隣の数カ国単位での自由化交渉、いわゆる、地域間自由貿易交渉FTAが世界のあちこちで模索されるようになってきた。

こうした動きに加えて、WTOの枠組みでの自由化交渉においても、ウルグアイ・ラウンドの際には、共同歩調をとってきたアメリカが、オーストラリアやニュージーランド、カナダなど旧英連邦諸国で多く見られる各種のマーケティング・ボードなどの、いわゆる国家貿易企業（STE）による輸出入の一元的活動（single desk activities）が持つ市場歪曲性を問題にし始めた。イギリスは、国内の諸般の事情によりいち早くマーケティング・ボードを廃止していたので、EUはもはやこうした国家貿易企業による貿易の一元的活動は有していない。ちなみに、日本も、旧食糧庁（現、総合食料局）、農畜産事業団や日本葉タバコなど、STE的組織による一元的貿易活動を有している。

こうした状況に及んで、自由化を推進するオーストラリア、アメリカ組に対して、現状維持または自由化の速度を少しでも遅らせようとするEU、日本組の対立というウルグアイ・ラウンドの場で見られた対立の図式は、国家貿易企業による一元的貿易活動を廃止させようとするアメリカ、EU組に対して、それを容認しようとするオーストラリア、日本組の対立という図式に変化する様相を呈してきた。

オーストラリアは、こうした国際的情勢の中で、自由貿易交渉に関するスタンスを徐々に変えてきた。つまり、WTOでの自由化交渉に加えて、地域間自由貿易交渉の動きにも理解を示すようになってきたのである。

このような状況変化を踏まえて、オーストラリアの自由貿易交渉の経過と最近の交渉スタンスを論じることは、今後の国際的な農産物自由化の流れを把握する上でも極めて重要である。

オーストラリアが最初に締結した自由貿易協定は1983年にニュージーランドとの間で締結された経済関係緊密化協定（CER）であった。この協定に関しては、当初、国際的評価は極めて低かった。というのは、オーストラリアもニュージーランドも、輸出に占める一次産品の比重が高く、その産業構造が似通っているため、両国の間では輸出品、輸入品とも競合して自由貿易は活発化しないというものであった。

というのは、リカードの比較生産費説やヘクシャー・オリーンの資源賦存説で説明される貿易利益は、本来は、例えば農業国と工業国といった産業構造が対照的で補完的な国間で成立するものである。そのため、産業構造の似通った国同士の間では成功しないことになる。現に歴史的にもそうした例がある。余り知られていないが、NAFTAという名前の協定は現在の北米自由貿易協定以前にもあった。それは、1966年に締結されたNew-Zealand-Australia Free Trade Agreementである。両国の産業構造は余りにも類似していた為、互いの輸出品・輸入品とも競合し貿易促進効果は生せず、結局は失敗に終わった。この両国は当時支配して

いた旧英連邦特惠制度との整合性を巡って、その前後にも幾つか協定の試みを繰り返してきたが、最終的に両国の間で自由貿易協定が成功したのは、1983年に締結された二国間自由貿易協定（経済関係緊密化協定CER）である。この協定は「現存するFTAの中で最も包括的なFTAとして」高く評価されている。後述する国際地域協定の類型化で言えば、経済連携協定の段階から共同市場の段階に近づいている。この協定を共同市場の段階にまで成熟させる際に、現在残っている問題は、税関制度の共通化、統一通貨の採用などのみである。

では、以前に失敗した両国間の自由貿易協定が、二度目には成功した理由はどこにあったのか。これは次のように説明できる。つまり最初の協定である旧NAFTAが締結された1960年代の国際情勢下では、貿易利益はいわゆる産業間貿易（或いは垂直分業）から追求されていた。これは本来の比較生産費説が描いていた状況である。しかし、二度目の自由貿易協定であるCER協定が締結された1980年代には、貿易利益はむしろ産業内貿易（或いは水平分業）から追求される状況に変化していた。比較生産費説や資源賦存説では、「自国に相対的に豊富に存在する資源をより集約的に投入する産業部門で比較生産費が安くなるので、その部門に特化して輸出し、そうでない部門を輸入に依存する」ことから貿易利益（産業間貿易<垂直分業>からの貿易利益）が得られる訳であるが、これを突き詰めていくと、どの国も資源賦存の状況に規定された硬直的な産業構造となる。（極端な場合にはモノカルチャ経済になってしまう）。近年、国際状況が変動的になるにつれて、国際市場の変動に伸縮的に対応しうするために、各国ともあらゆる産業部門をある程度維持した上で、各々の産業部門内で比較の有利な分野に生産の重点をシフトさせて輸出し、そうでない分野を輸入に頼るといふ、いわゆる産業内貿易（水平分業）の時代に移行している。こうした状況下では、産業構造の似通った国の間でも、産業内貿易（水平分業）からの貿易利益は発生する訳である。

ちなみに、ニュージーランドとオーストラリアの間での二度目の自由貿易協定CERの成功に刺激されて、1989年に同じく産業構造の似通ったアメリカとカナダの間での二国間自由貿易協定CAFTAが締結され、さらに、1992年にメキシコを加えて北米自由貿易協定NAFTAが締結されたことは記憶に新しい。

2. オーストラリアの自由貿易協定への取組と交渉経過

次に、オーストラリアの自由貿易協定の締結状況と交渉経過について見ておこう。まず、既に締結済みの協定としては、以下の通りである。

1) 豪州・ニュージーランド間経済関係緊密化協定（ANZCERTA、略してCER）

この協定は、現在のように低迷するWTOに代わって自由貿易協定が乱立する以前の1983年に締結された。それ以降の20年間に商品貿易は平均年率10%で拡大し、投資は平均年率18.6%で拡大してきた。この状況からも分かるように、現在、最も成功している自由貿易

協定として高く評価されている。

2) シンガポール・豪州間自由貿易協定 (SAFTA)

この協定は2003年2月17日に締結され、2003年7月28日に発効している。2001年4月の交渉開始から2002年10月までに10回の交渉が行われた。この協定では、関税削減、サービス、特に教育、環境、通信、の分野での市場開放を推進することが合意されている。さらに、競争政策、政府調達、知的所有権、電子商取引、関税手続きや商用出張における門戸開放をも進めることを目指している。

3) タイ・豪州自由貿易協定 (TAFTA)

この協定は、オーストラリアが既に締結している自由貿易協定の中で、最も新しく合意された協定である。2005年1月1日より発効し、商品・サービスの貿易と投資の自由化を推進することを目指している。オーストラリアからタイに輸入される全製品の関税が2010年1月1日までに撤廃され、サービス貿易と投資についても大きく開放されることが期待されている。

4) 豪米自由貿易協定 (AUFTA)

ガットのウルグアイ・ラウンドからWTO成立にかけて、最も声高にグローバルな自由化を主張した国同士の自由貿易協定であり、当事国の間のみならず、国際的に成り行きが注目された協定であった。そのため、WTOの精神と地域間自由貿易協定との整合性をめぐる論争が続き、互いに妥協できずに意地を張り合ったため、交渉過程はかなりの長期に及んだ。最終的には、オーストラリアが一時的にかなり妥協した末に、2004年5月18日に締結された。この協定では、2000億米ドルの対米輸出市場へのアクセスを確保したことになり、オーストラリアの国際経済研究センターの推定では、発効後の10年間にオーストラリアのGDPを60億ドル増加させ、2012年までに、雇用を0.3%増大させ、30,000人の雇用機会を創出することになると期待されている。

オーストラリアが既に締結している自由貿易協定は、以上に示した4つのケースである。この中で、ニュージーランドとの協定は極めて順調な成果を挙げている。しかし、その他のケースは、いまだ、必ずしも期待されたとおりの成果を挙げているとは言い難いものもある。特に、アメリカとの協定は、事ある毎に、締結された協定内容の実施方法の細部をめぐって協議が繰り返されている。これらに加えて、現在、オーストラリアが交渉中の自由貿易協定としては、以下の通りである。

1) 豪州・ASEAN・ニュージーランド間自由貿易交渉

前述した通り、ニュージーランドとの間の自由貿易協定である経済関係緊密化協定 (CER) が大きな成功を収めたことを受けて、オーストラリアは、この協定の成果をアセアンとの間にも拡張した地域間協定にすべく積極的に働きかけている。2004年11月30日、

ハワード首相とASEAN およびニュージーランドの代表者が、2005年の早い時期に豪州・ASEAN・NZ間の地域間自由貿易協定の交渉を開始することを公表した。ラオスで開かれた会合で、12人の代表者が商品とサービスの貿易と投資をカバーし、各メンバー国のWTOでの自由化以上の規制緩和を含めることに合意した。さらに、2年以内に締結し10年以内に合意事項を完全履行することを合意した。既に発効しているシンガポールやタイとの二国間FTA協定や現在検討交渉中のマレーシアとの二国間自由貿易協定の交渉を補完するものであり、実現すれば地域間で重層的な自由化協定が成立することになる。

2) 豪州・マレーシア間自由貿易交渉

2005年4月7日に、両国首相が二国間自由貿易協定の交渉を開始することに合意した。マレーシアは、重要な経済パートナーであり、アセアンの中では第2の貿易相手国であり、世界的に見ても第9位の貿易相手国で、両国間の総貿易額は100億ドルに達している。マレーシアは、現在、4つの二国間自由貿易協定および5つの地域間自由貿易協定の交渉に取り組んでいるため、オーストラリアとの第2回会合の延期が報告されていたが、2005年11月14日の週に、貿易および紛争解決問題について、会議が開催された。第3回の会合は、2006年初頭に開催されることになっている。

3) 豪州・アラブ首長国連邦FTA交渉

オーストラリアとアラブ首長国連邦は、2005年3月16日に自由貿易協定の交渉を始めた。2005年7月25日～26日にオーストラリア首相がアラブ首長国連邦を訪問した際に再度、確認している。これまでの3回（第1回は3月にキャンベラで、第2回は6月にアラブ首長国連邦で、第3回は12月にゴールドコーストで開催）の交渉で、財とサービスの貿易、投資、知的所有権および法的問題について、大きな進展があった。第4回の交渉は2006年初頭にアラブ首長国連邦において開催されることが予定されている。

4) 豪州・日本FTA可能性検討会

2005年4月20日に、両国首相は、日豪間自由貿易協定の可能性をめぐる検討会を開始することに合意した。日本は石炭、石油、天然ガス、アルミ等の鉱物資源や農産物に関してオーストラリアの最大の貿易相手国であり、観光においても年間70万人以上の旅行者がオーストラリアを訪問する第2の相手国である。2003年7月に公約されていた「貿易および経済構造」に関する研究会の一部として、自由貿易協定の意義を分析することを課題とする。今後20年間に生じるオーストラリアへのGDP拡大効果の現在評価額は387億豪ドルであり、消費者便益の増大は同じく194億豪ドルとなる。日本へのGDP拡大効果の現在評価額は274億豪ドル（約2.2兆円）であり、消費者便益の増大は同じく683億豪ドル（約5.6兆円）となる。また、2020年には、オーストラリアのGDPは自由貿易協定の無い状態に比べて0.7%も大きくなり、同じく日本のGDPは、0.03%大きくなることが予測されている。オーストラリア側は積極的であり、日本側も外務省や経済産業省はこの検討会自体には積極的であるが、農林水産省はこの検討会を持つこと自体に極めて強い拒否反応を示している。それ

故、他の国との自由貿易協定の交渉に比べて、日本との自由貿易協定の交渉はそれほど進展していない。

5) 豪州・中国間自由貿易協定

オーストラリアと中国の間での自由貿易協定の可能性を探る合同研究会が、2005年3月に完了し、両国間の自由貿易協定の実現を通じて豪中両国に大きな経済的利益があるという結論に達した。これを受けて、2005年4月18日、ハワード首相と中国首相が、この研究会の結論に従って、自由貿易の交渉を開始することに合意した。

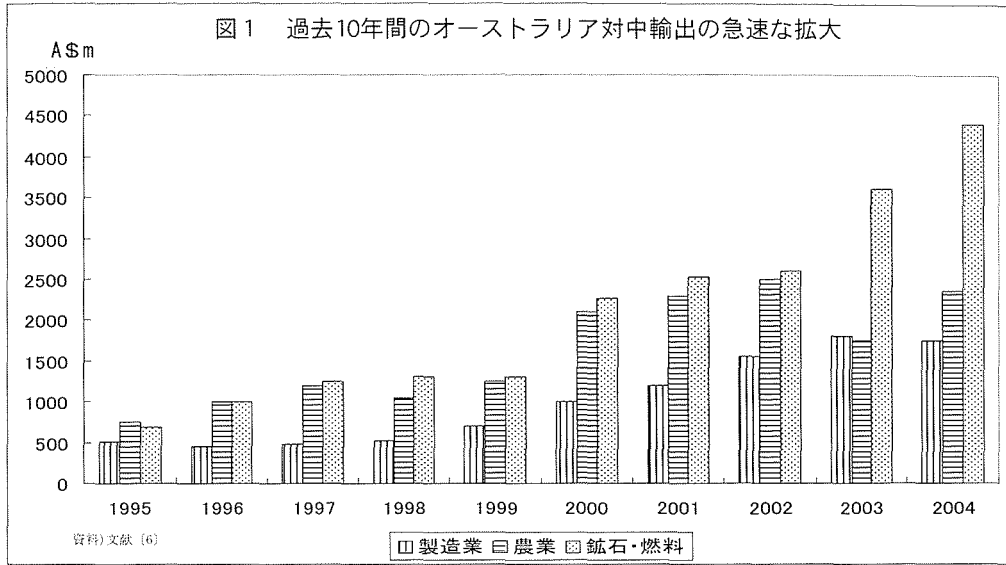
オーストラリアと中国間の自由貿易協定に関して、第1回交渉会議が2005年5月23日にシドニーで開催され、オーストラリアの貿易相Mark Vaileと中国の商務副大臣魏建国の間で討論され、今後年4回のペースで作業会議を持つことで合意した。その後、豪中間自由貿易協定の第2次交渉会議は、2005年8月22～24日に北京で開催された。

さらに、豪中間自由貿易協定の第3次交渉会議が、2005年11月2～4日にかけて北京で開催された。豪州側は外務貿易省が、中国側は商務省が担当したが、その際、4つの分科会（①農業、②商品貿易、③サービスと投資、④知的所有権）に分かれる形で開催された。また、次回第4回会合は、2006年2月または3月にキャンベラで開催されることになっている。

中国も現在のところ、香港、マカオおよびアセアン10カ国と自由貿易協定を交渉しており、さらに、オーストラリアと産業構造が競合するニュージーランドやチリを含めて、南アフリカ関税同盟のメンバー国、また、日本、韓国、インドとも交渉を始めようとしている。こうした中国を取り巻く自由貿易協定の交渉競合国に対して、オーストラリアは、自らの対中国自由貿易協定の締結を通じて、市場シェアを維持・改善する必要性に迫られている。

3. 豪州・中国経済の動向

本節では、豪州・中国間自由貿易協定の締結交渉を論じるに先立って、両国の経済事情を比較検討することにする。図1に示すとおり、オーストラリアの対中国輸出額は着実に拡大してきている。特に、2000年以降この拡大は顕著になってきている。これを、製造業、農業、鉱産物の別にみると、一貫して、顕著な増加を示しているのは鉱物資源である。製造業も殆ど一貫して拡大傾向を示しているが、その輸出額の水準自体は他の輸出品を下回っている。農産物の輸出に関しては、1998年から1999年の期間と2003年から2004年の期間は増加傾向トレンドを若干下回っている。このように、オーストラリアの対中国輸出は、全体としては、顕著に伸びているがこと農産物輸出に関しては、豊凶による変動を含みながら推移しているのが現状である。



他方、表1は、オーストラリアと中国の双方向の貿易について、最近年(2003)における状況をより詳細な品目分類について示している。これを見ると、両国の対相手国輸出の商品構成に極めて明確な対照性が見られる。つまり、オーストラリアからの対中国輸出の商品構成は、農林水産物および資源(いわゆる一次産品)が中心であるのに対して、中国の対オーストラリア輸出の商品構成は製造業品が中心であることである。現在、中国は、特に、その沿岸部を中心に急激な工業化を進めつつあるが、一方、オーストラリアでは、一次産業の比重は次第に低下しつつあるものの、製造業の伸びは期待できない状況にあり、産業構成におけるシェアを拡大しているのはサービス産業である。それ故、この両国の輸出商品の対照性或いは補完性は、今後ますます、顕著になるものと見られる。それだけ、貿易補完性を強め、二国間自由貿易協定による貿易利益の拡大の潜在性が大きいということである。両国のこうした関係は、極めて最近のことであり、中国がWTOに加盟する以前は、両国の輸出品の構成にはかなり競合するものがあつた。中国の改革・開放期以来、国内の工業化は急速に進み、国内の産業構成に占める製造業の比重は高まりつつあつたが、輸出構成に占める製造業品の比重は、つい最

表1 豪州-中国間の貿易(2003)

項目	対中国輸出額	対豪州輸出額
	US\$m	US\$m
小麦	0.7	0.0
その他の穀物	93.4	0.0
野菜・果物・ナッツ類	2.0	9.1
油糧種子	0.6	3.4
植物性繊維	44.4	0.0
その他耕種作物	4.2	5.3
牛、羊、山羊、馬	57.3	0.0
その他畜産物	123.8	4.7
毛糸、絹糸用マユ	527.6	0.0
木材	17.5	0.8
魚介類	5.2	0.9
石炭、石油、ガス	752.3	214.1
ボーキサイト、その他鉱物	1,790.7	13.2
牛肉・その他の肉製品	96.6	0.0
食肉加工品	6.6	0.7
植物油および脂肪	3.8	11.1
乳製品	42.9	2.3
加工米	0.0	1.1
砂糖	0.3	0.1
その他の加工食品	53.3	0.0
清涼飲料およびタバコ	3.7	16.1
織物製品	103.1	687.2
衣服	1.5	888.3
皮革製品	26.0	234.9
木材製品	35.5	225.0
紙製品・印刷物	60.6	79.8
化学・ゴム・プラスチック製品	240.0	586.2
鉄	206.8	0.0
鉱産製品	13.9	462.1
自動車・部品	35.9	65.0
輸送・電器・その他機械設備	244.7	2,152.3
その他の工業製品	3.9	297.3
計	4,599.0	5,951.1

資料: United Nations (2004)
資料) 文献 (4)

表2 豪州の顕示比較優位指数(RCA)

項目	2000	2001	2002	2003
小麦	15.41	14.85	14.50	10.24
穀物	3.21	2.40	4.08	2.53
畜産物	3.18	3.46	3.00	3.40
羊毛・繭	67.48	70.96	70.72	63.57
石油	1.50	1.46	1.39	1.55
鉱物	8.70	8.29	8.70	9.46
牛肉加工品	14.43	16.80	15.06	16.23
乳製品	5.86	5.22	5.41	4.58
織布・繊維	0.51	0.47	0.43	0.37
鉄・鉄鋼製品	0.54	0.34	0.34	0.43
金属製品	6.99	6.99	7.01	6.66
機械	0.35	0.36	0.35	0.34

出典)文献〔4〕

近まで、それほど高くはなく、むしろ一次産品が中心であった。この段階までは、オーストラリアと中国は、その輸出品について互いに競合する部分が多かったのである。

次に表2は、オーストラリアの商品別の国際競争力を顕示比較優位指数(RCA)という指標で示したものである。

ここで、顕示比較優位指数(RCA)とは、特定国(たとえばオーストラリア)の全商品の総輸出額 X_a に占める或る商品の輸出額 X_a^i の比率を、全世界の全商品の総輸出額 X_w に占める当該商品の輸出額 X_w^i の比率で割ったものである。つまり、ある国に関して、特定商品の輸出額の比重が、世界の総輸出額に占める当該商品の比重の何倍大きいかを示す指標である。これを式で示すと次のようになる。

$$RCA = \frac{X_a^i / X_a}{X_w^i / X_w}$$

したがって、この指数が1より大きければ、その国の輸出における特定商品の重要度が、世界全体の輸出に占める当該商品の重要度よりも大きいことを示し、このことは、この国が、当該商品に関して、世界の平均以上に国際競争力を持っていることを示しているのである。この場合、貿易が自由化されれば、この国の当該商品の輸出は相対的に拡大することになる。

逆に、この指数が1より小さければ、その国の輸出における特定商品の重要度が、世界全体の輸出に占める当該商品の重要度よりも小さいことを示し、その国は当該商品に関して、世界の平均以下の国際競争力しか持っていないことを示している。その場合、貿易が自由化されれば、この国の当該商品の輸出は相対的に縮小することになる。

また、この指数が1に等しければ、その国の輸出における特定商品の重要度が、世界全体の輸出に占める当該商品の重要度に等しいことを示し、このことは、この国が、当該商品に関して、世界の平均水準の国際競争力を持っていることを示しているのである。この場合、貿易が自由化されれば、この国の当該商品の輸出は現状のシェアを維持することになる。

表2によると、オーストラリアが最も大きな国際競争力を持っている商品は羊毛であり、その輸出面での重要度は世界全体の輸出面での重要度の63から70倍も高いことが分かる。次いで高いのは牛肉加工品の16.23であり、小麦の10.24および鉱物の9.46がこれに続いている。このように、一次産品で高い国際競争力を有している反面、繊維、鉄鋼製品、機械などの製造業品は1を下回っており、殆ど国際競争力を持っていないことが分かる。

他方、表3は同じ顕示比較優位指数（RCA）を中国側の貿易について示したものである。データの利用可能性の関係で、製造業品に関してのみ示しているが、機械を除くその殆どで、1を上回っており、比較的高い国際競争力を持っていることが分かる。なかでも特に高いのは、衣類、皮革製品であり、次いで織布である。このように、顕示比較優位指数という尺度で見ても、オーストラリアと中国は互いの輸出商品構成に関して補完的であり、双方とも将来的に輸出を拡大する余地が大きいことを示している。

表3 中国の顕示比較優位指数(RCA)

項目	2000	2001	2002	2003
織 布	2.81	2.73	2.67	2.57
衣 類	4.81	4.41	4.06	3.95
皮 革 製 品	4.34	4.04	3.83	3.39
木 材 製 品	1.25	1.27	1.33	1.21
電 気 製 品	1.05	1.29	1.58	1.93
機 械	0.87	0.88	0.89	0.85

資料)文献〔4〕

次に、表4は、オーストラリアと中国との間の貿易について、現状（2004年時点）での関税率を示したものである。オーストラリアでは0%から17.5%の関税率が各貿易商品の間で分布している。これに対して、中国では1.0%から23.91%の関税率が各商品間で分布している。このことから、全般的に、中国は、オーストラリアよりも高い関税率を課していることが分かる。しかし、ここで重要なのは関税率の分布のパターンである。オーストラリアの貿易商品については、その一次産品（特に農林水産物）の関税率は全て1%未満であり、殆ど0.0%に近い。他方、オーストラリアの製造業品については衣服の17.5%を筆頭に、織物製品の10.0%、皮革製品の8.43%、自動車部品の7.88%などが、比較的高い関税率を示している。しかし、2桁の関税率はこの2商品だけで、あとは全て一桁であることから分かるように全体的にオーストラリアの関税による輸入保護は一部の製造業品を除いてはかなり低いといえる。

一方、中国の関税率は清涼飲料・タバコの23.91%を筆頭に、食肉加工品の17.24%、その

他の加工食品16.70%、衣服16.29%などが比較的高いが、その他の商品でもかなり高くなっており、やはり一次産品よりも製造業品等の付加価値が高いものほど高い関税率を課するというタリフ・エスカレーションの傾向が見られる。

さらに、表5は、WTO加盟後の中国が受け入れた関税割り当て制度の一部である。大豆油、菜種油、およびやし油については、枠内（一次）税率も枠外（二次）税率も共に一律に9%に設定されている。他方、小麦、とうもろこし、コメなどの主要穀物については、枠内（一次）税率は1%と低く設定されているが、関税割り当て枠数量を超えた枠外（二次）税率は65%という高関税で守られている。あまり競争力の無い砂糖は枠内（一次）税率、枠外（二次）税率とも各々15%、50%と高く設定されている。他方、毛糸や綿などの繊維材料は、枠内（一次）税率は1%と低いが、その枠外（二次）税率は各々38%、40%と高く設定されている。但し、現在のところ、現行の輸入水準は、2003年の綿を除いてこの割当て枠輸入数量をはるかに下回っているので、しばらくの間は、この高い二次税率が即座に適用される状況にはない。しかし、中国の場合、問題はむしろ一次税率適用割当量のかなりの比率が国家貿易により占められていることである

表4 豪州・中国における農産物および工業物の推定関税率(2004年)

項目	関税率	
	豪州(%)	中国(%)
小麦	0.00	1.00
その他の穀物	0.00	3.00
果菜・ナッツ類	0.76	7.13
油糧種子	0.62	8.00
植物性繊維	0.00	8.89
その他の農産物	0.16	8.92
牛、羊、山羊、馬	0.00	4.55
その他畜産物	0.00	11.43
毛糸、絹糸用マユ	0.83	1.00
木材	0.40	8.35
魚介類	0.12	10.67
石炭、石油、ガス	0.02	4.89
ボーキサイト、その他鉱物	1.27	4.34
牛肉・その他の肉製品	0.00	15.81
食肉加工品	0.81	17.24
植物油および脂肪	1.70	10.70
乳製品	0.86	12.21
加工米	0.00	1.00
砂糖	1.25	15.00
その他の加工食品	1.95	16.70
清涼飲料およびタバコ	2.61	23.91
織物製品	10.00	10.08
衣服	17.50	16.29
皮革製品	8.43	15.52
木材製品	4.28	4.95
紙製品・印刷物	3.48	5.46
化学・ゴム・プラスチック製品	2.60	7.41
鉄	4.38	5.19
鉱産製品	4.51	11.72
自動車・部品	7.88	13.79
輸送・電器・その他機械設備	2.87	7.96
その他の工業製品	3.20	14.91

資料)文献 [4]

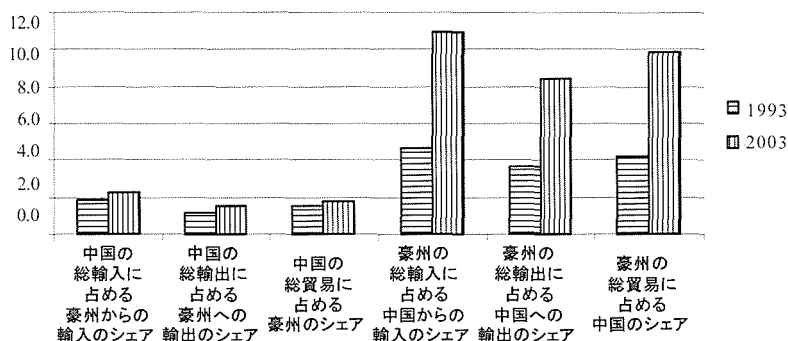
表5 中国農産物の輸入における関税割り当て

	枠内(一次)	枠外(二次)	年次	関税割当 数量	輸入	輸入
	税率	税率			2002	2003
	%	%		Kt	Kt	Kt
小麦	1	65	2004	9,636	632	450
トウモロコシ	1	65	2004	7,200	10	<5
米	1	65	2004	5,320	237	260
大豆油	9	9	2005	3,587	870	1,880
ナタネ油	9	9	2005	1,243	78	150
やし油	9	9	2005	3,168	1,695	2,330
砂糖	15	50	2004	1,945	1,183	780
毛糸	1	38	2004	287	191	170
綿	1	40	2004	894	177	870

資料:WTO
出典)文献 [4]

こうした状況から判断して、両国とも二国間自由貿易協定が合意されたとしても、国内生産者へのそれほど大きなマイナス効果は想定されず、むしろ貿易拡大によるプラスの活性化効果の方がより大きく期待されているのである。このことが、オーストラリア、中国とも二国間自由貿易協定の締結合意に向けて極めて積極的に受け止めていることの大きな理由である。

図2 豪州・中国間の商品貿易
(単位：%)

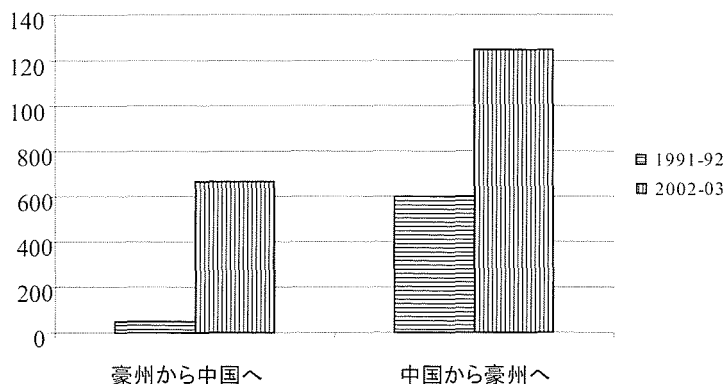


・(出典)外務貿易省資料
資料)文献〔5〕

次に図2は、オーストラリアと中国の間の貿易額が互いの相手国の総貿易額に占める比重を、1993年と2003年の2時点において比較したものである。これは、この二国間貿易に関して、一方の国の対相手国貿易取引が当該相手国にとって占める重要性を示すことになる。まず、中国の貿易総額に占めるオーストラリアのシェアは2%弱である。これを輸出側で見ると中国の総輸出額におけるオーストラリアへの輸出のシェアはさらに低く、1.7%前後であり、また、これを輸入側で見ると、中国の総輸入額に占めるオーストラリアのシェアは2.2%程度である。どの場合も、2003年の値は1993年の値よりも若干高くなっていることが分かる。他方、オーストラリアの貿易総額に占める中国のシェアははるかに高くなっており、約8.9%である。これを輸出側で見るとオーストラリアの総輸出額に占める中国への輸出のシェアは8.3%程度であり、これを輸入側でみると、オーストラリアの総輸入額に占める中国からの輸入のシェアは11.0%と高い。どの場合も、2003年の値は10年前の1993年の値を2倍以上に上回っている。

このように、両国間の貿易関係は、中国にとってのオーストラリアの重要性よりも、オーストラリアにとっての中国の重要性のほうが遥かに高く、また、10年前に比べて、その傾向がさらに高まっていることが確認される。この状況から、両国とも（中でも特にオーストラリアの方が）二国間自由貿易協定の締結交渉に従来になく積極的に取り組んでいるのである。

図3 豪州・中国間の投資の流れ
(単位：百万米ドル)



・(出典)外務貿易省資料
資料)文献 [5]

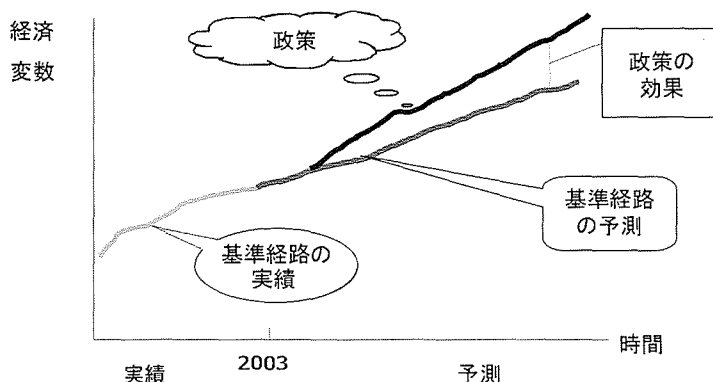
また、図3はオーストラリアと中国の間での投資の流れを示したものである。オーストラリアから中国への投資額は2002年度において6.3億米ドルであり、1991年度の0.5億米ドルから約13倍に増加している。また、同じく2002年度に中国からオーストラリアへの投資額は12.3億米ドルであり、1991年度の6.0億米ドルから2倍以上に増加している。各々の増加率では、オーストラリアから中国への投資額の伸びの方が大きいものの、投資の絶対水準では、中国からオーストラリアへの投資額の方が逆方向の投資額よりも約2倍以上に多いことが分かる。この状況からも、両国間での自由貿易協定の推進から、両国とも互いに潤うことが予想されるが、その潤い方は中国よりもオーストラリアの方が大きくなると見られる。

4. 豪州・中国間自由貿易協定の経済効果

以上は、両国間の貿易と投資の動向についての記述であったが、次に、オーストラリア・中国間自由貿易協定が締結された場合の両国への経済波及効果に関して、オーストラリアの研究機関が応用一般均衡モデルを援用して、シミュレーションによる政策評価を実施している。このモデルは、通常の構造シミュレーション・モデルとは違って、一時点における一般均衡状態が、想定する与件変動に伴ってどのように変化するかについて予測するもので、与件変動の前後の時点において均衡値がどう影響されるかに関して比較静学を行うものである。したがって、予測される変数の絶対的水準にはあまり大きな意味はなく、均衡状態をベースラインとして、それからの相対的乖離の方向と大きさという形で議論するものである。モデルの細部の特定化に関わるパラメーター等の値は、必ずしも原データから全てを推定するのではなく、既存の研究例から借りてきて当てはめるといったカリブレーションを実施してモデ

ルの現実再現性を確保している。モデルの詳細は頁数の制約から省略するが、商品分類に関しては計測過程で使用された57部門を19品目および農業、鉱業、製造業、サービス業の4産業部門に集計して要約されている。また、国・地域分類についても、貿易に関与する多数の国に関して、オーストラリア、中国およびその他世界の3つの当事国・地域として集計した上で、要約されている。なお、モデル自身は、資本蓄積等を考慮した動的な体系になっている。

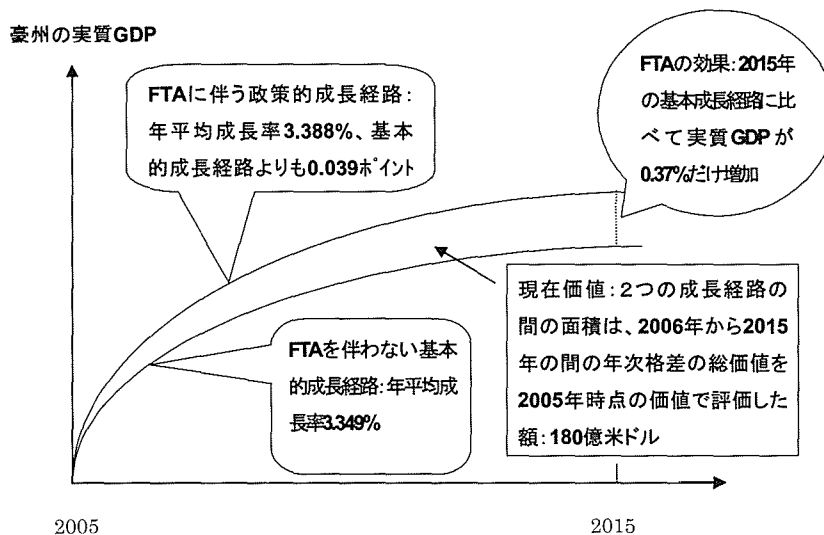
図4 実績、予測および政策シミュレーション



資料)文献 [5]

図4は、この手法による予測シミュレーションについて説明したものである。前述したように、応用一般均衡モデルでは、既存の均衡状態からの変化分が推定されるのであって、そ

図5 豪州の実質GDPにおけるFTAの影響



資料)文献 [5]

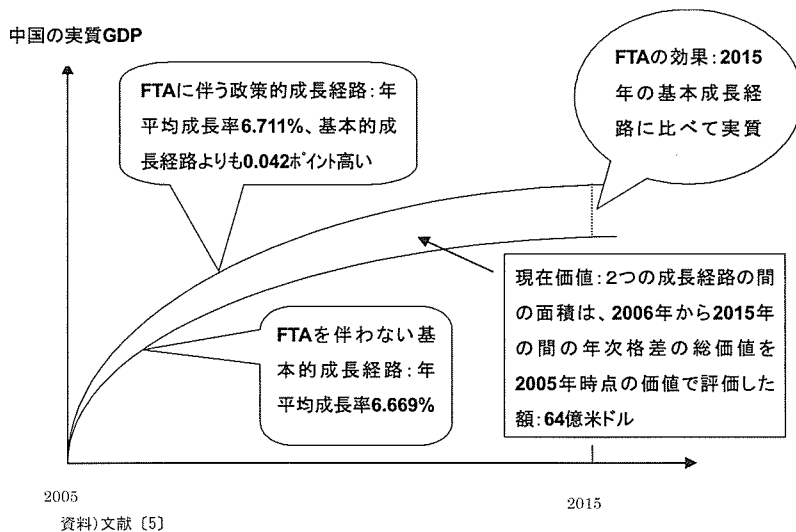
の絶対水準自体にはあまり意味が無い。したがって、比較基準となる現状が継続した場合に対応する基準経路の実績に対して、その状態の延長としての予測経路と或る与件変化が生じた場合の経路の予測とが対比されて示される。常に政策の効果は、このガイドラインとしての基準経路のケースとの関係でシミュレートされる。

その上で、図5と図6は、オーストラリアと中国の間の自由貿易協定の締結が、各々、オーストラリアと中国に及ぼす経済波及効果について、現状が継続した場合（FTAが締結されない状態）との対比として示したものである。

この結果によれば、オーストラリアに関しては、自由貿易協定を締結しない場合、その基本的成長経路は年平均成長率3.349%であるのに対して、自由貿易協定を締結した場合には、年平均成長経路は3.388%へと、0.039ポイント高くなる。

さらに、自由貿易協定の効果として、2015年時点では、基本成長経路が継続した場合に比べて実質GDPが0.37%だけ増加することになる。この場合、オーストラリアと中国との間の自由貿易協定を締結した場合の総効果は、2つの成長経路の間の面積として示される。この方法によると、2006年から2015年間の年次格差の総価値を2005年時点の価値で評価した額は180億米ドルとなる。

図6 中国の実質GDPにおけるFTAの影響



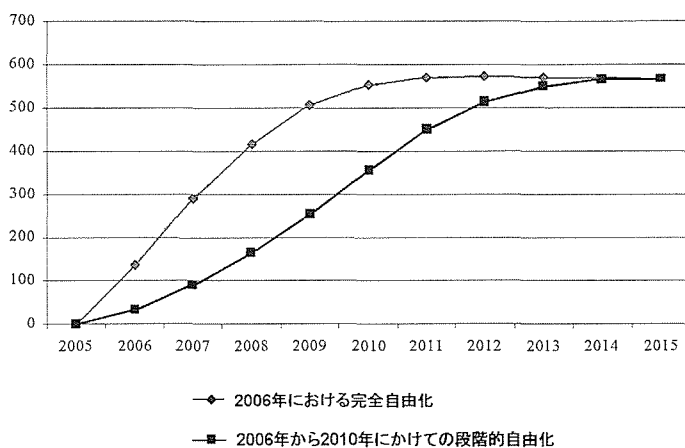
同様に、中国に関しては、自由貿易協定を締結しない場合、その基本的成長経路は年平均成長率6.669%であるのに対して、自由貿易協定を締結した場合には、年平均成長経路は6.711%へと、0.042ポイント高くなる。

さらに、自由貿易協定の効果として、2015年時点では、基本成長経路が継続した場合に比べて実質GDPが0.39%だけ増加することになる。この場合、オーストラリアと中国との間の自由貿易協定を締結した場合の総効果は、2つの成長経路の間の面積として示される。この

方法によると、2006年から2015年間の年次格差の総価値を2005年時点の価値で評価した額は64億米ドルとなる。

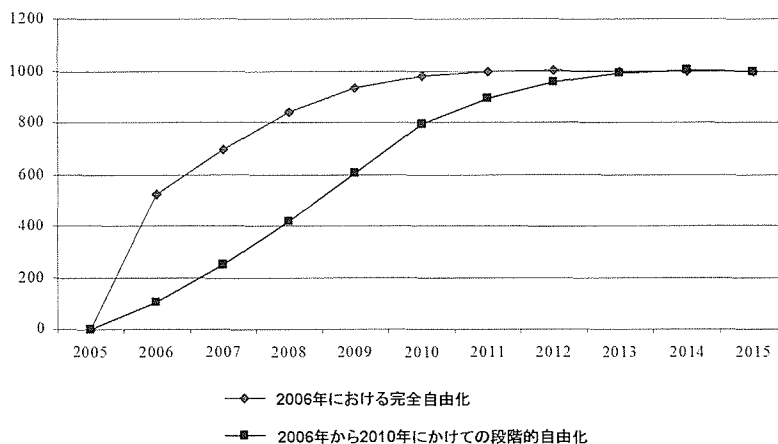
この結果を比較すると、両国とも自由貿易協定の締結により、大きな利益を得ることになるが、どちらかという、中国よりもオーストラリアの方が相対的に大きな利益を得ることになる。現在、オーストラリアは、特に、中国との自由貿易協定の締結に非常に熱心になっているが、その理由はこうした事情を反映しているのである。

図7 2006年から2010年に亘る段階的自由化と2006年での完全自由化
豪州：商品貿易の国境保護削減による実質GDPの(基本経路からの)乖離
(2006-2015, 単位：百万米ドル)



(注) 図中の金額は2005年時点の米ドル表示の割引間残額の流れを示す
資料)文献 [5]

図8 2006年から2010年に亘る段階的自由化と2006年での完全自由化
中国：商品貿易の国境保護削減による実質GDPの(基本経路からの)乖離
(2006-2015, 単位：百万米ドル)



(注) 図中の金額は2005年時点の米ドル表示の割引間残額の流れを示す
資料)文献 [5]

また、図7と図8は、2006年から2010年にかけて段階的に自由化した場合と2006年時点で即時に完全自由化した場合の効果を比較したものである。容易に予想できるように、即時自由化した場合の方が途中の各年次において大きな効果を生じており、オーストラリアの場合には、2014年以降に両ケースの効果が同様な水準に収束していくことになる。この事情は、中国の場合にも同様であるが、やや異なる点は、オーストラリアの場合には、自由化の効果が比較的緩慢に生じて来るのに対して、中国の場合には、自由化開始直後から生じてくることである。さらに、両ケースの自由化効果が同様な水準に収束する時期も、2013年以降であり、オーストラリアの場合よりもやや早い時期で生じている。この点から言えば、自由化の累積的効果を現時点で評価する場合、他の条件を一定とすれば、中国の方がより大きな現在価値として資本還元される傾向にある。しかし、前述したように、効果の総額としては、オーストラリア側に大きく生じている。

表6 2006年での完全自由化：州別生産額への影響

(2015年時点での基本政策経路からの乖離)

	商品貿易の自由化		投資の自由化		サービスの自由化		合計	
	%	100万米ドル	%	100万米ドル	%	100万米ドル	%	100万米ドル
NSW	0.06	185	0.11	307	0.15	438	0.32	930
VIC	0.06	117	0.11	208	0.15	293	0.32	619
QLD	0.11	153	0.10	142	0.14	197	0.36	491
SA	0.09	50	0.11	59	0.15	82	0.34	191
WA	0.34	283	0.12	98	0.14	122	0.61	503
TAS	0.22	37	0.11	18	0.15	25	0.47	80
NT	0.10	10	0.11	11	0.15	15	0.36	36
ACT	0.03	6	0.10	18	0.16	28	0.29	53
Australia	0.12	944	0.11	864	0.15	1,199	0.37	3,007

資料)文献 [5]

また、表6は、中国との自由貿易協定の締結により、2015年時点でオーストラリアが受ける経済的影響を各州別に示したものである。商品貿易の自由化と投資の自由化およびサービスの自由化という3つの側面での自由化ごとに、その各州別の効果を示している。先ず、商品貿易が各州に及ぼす効果については、西オーストラリア州が2.83億米ドルで0.34%の増加であり、増加額でも増加率でも最も大きな拡大効果を受ける。次いでニューサウス・ウェールズ州が1.85億米ドル、クイーンズランド州が1.53億米ドルと続いており、効果が小さいのは首都特別地域（ACT）の0.06億米ドル、北部特別地域の0.1億米ドル、南オーストラリア州の0.5億米ドルとなっている。しかし、増加率では、西オーストラリア州（0.34%）について、タスマニア州の0.22%、クイーンズランド州0.11%が大きく、最も小さいのはオーストラリア特別地域0.03%となっている。

また、投資の自由化からの経済効果については、ニューサウス・ウェールズ州の3.07億米ドルが最大であり、次いでビクトリア州が2.08億米ドル、クイーンズランド州が1.42億米ドルと続いており、効果が小さいのは北部特別地域の0.11億米ドル、首都特別地域（ACT）とタスマニア州の0.18億米ドルとなっている。しかし、増加率では、西オーストラリア州

(0.12%) が最大で、もっとも小さいのはクイーンズランド州と首都特別地域 (ACT) の0.1%であり、その他の州は全て0.11%となっている。このように、投資の自由化がもたらす増加率としての経済効果は各州とも殆ど差が無いといえる。

さらに、サービスの自由化からの経済効果については、ニューサウス・ウェールズ州が4.38億米ドルでもっとも大きく、次いでビクトリア州の2.93億米ドル、クイーンズランド州の1.97億米ドルと続いており、効果が小さいのは北部特別地域の0.15億米ドル、タスマニア州の0.25億米ドル、首都特別地域 (ACT) の0.28億米ドルとなっている。しかし、増加率では、首都特別地域 (ACT) の0.16%が最高であり、増加率が最も低いのは、クイーンズランド州と西オーストラリア州の0.14%である。その他の州は全て0.15%の増加率であり、全体として殆ど差が無い。

ちなみに、これらの商品貿易、投資、サービスという3つの項目の効果を合わせた総経済効果については、増加額に関して最も大きいのは、ニューサウス・ウェールズ州の9.3億米ドルであり、次いでビクトリア州の6.19億米ドル、西オーストラリア州の5.03億米ドルと続いており、効果が小さいのは北部特別地域の0.36億米ドル、首都特別地域 (ACT) の0.53億米ドル、タスマニア州の0.80億米ドルとなっている。しかし、増加率では、西オーストラリア州の0.60%が最高であり、次いで、タスマニア州の0.47%、クイーンズランド州と北部特別地域の0.36%が大きく、最も小さいのは首都特別地域 (ACT) の0.29%となっている。通常、自由貿易協定の自由化実施完了期間は10年以内であるが、この期間を考慮した10年後の2015年時点において、オーストラリアが受ける経済的便益の総効果は、30.07億米ドルであり、増加率の尺度では0.37%であることになる。

5. おわりに

周知のとおり、近年の国際貿易交渉は、WTOの停滞が続く中、二国間のFTAが錯綜するという状況を呈している。既にしばしば指摘されているが、この二つの自由化交渉の整合性が問題にされている。本来、無差別性と最恵国待遇 (および内国民待遇) を原則とした自由貿易を追求するWTOの精神と、協定締結国と非協定国の間で差別を設けようとするFTAとは、そもそも矛盾するものである。しかし、WTOは、その第24条8項の例外規定において、一定の条件のもとで、FTAを容認している。この条件とは

- (1) 実質的に全ての商品の貿易を対象とすること
- (2) FTAの締結によって非協定国に対する貿易制限を高めないこと
- (3) 妥当な期間内に完了させること。

の3点である。このどれをとってもその規定は明確ではなく、その解釈を巡って多々議論されてきた。最初の例外条件 (1) に関しては、大方の合意として、90%以上の商品を含め

ばよいと解釈されており、また、3番目の条件に関しては、大体10年を目処に自由化を完了させることが望ましいと解釈されている。しかし、実際に締結されている(170組以上の)FTAの多くは必ずしもこの条件を満たしていないのが現実である。

さて、国際地域協定には、地域統合の程度に応じて幾つかの形態がある。その中で最も注目されているのが、「自由貿易協定」と「関税同盟」である。自由貿易協定では、締結国間で関税・数量規制を撤廃するが、非協定国に対して共通関税を課さない。これに対して、関税同盟は自由貿易協定の内容に加えて、非協定国に対して共通関税を課す協定である。さらに、貿易自由化だけでなく、投資の自由化や様々な二国間協定を含むより広い協定が「経済連携協定」であり、最近ではこの形態が多くなってきている。こうした地域間協定に加えて、労働・資本などの生産要素の自由な移動も認める「共同市場」や、さらに経済政策や制度をも共通にする「経済同盟」がある。現実の例で言うと、NAFTA等は自由貿易協定、日本・シンガポール協定は経済連携協定の形態であり、以前のEECは関税同盟で、現在のEUは地域統合の程度をさらに高めた共同市場の形態である。

自由貿易協定か関税同盟かの違いは、この地域貿易協定の効果が非協定国にフリーライダーとして横取りされる可能性に関係してくる。関税同盟の場合はこれを排除できるが、自由貿易協定の場合には、その効果が非協定国に便乗される可能性がある。日本・シンガポール経済連携協定を例にすると、例えば、非協定国に対して、日本は10%の関税をかけ、シンガポールは5%の関税をかけていた場合に、アメリカが実質的には国内で生産されたものをシンガポールを経由して日本に輸出すると、本来の10%の関税ではなく5%の関税で輸出できることになり、協定の成果をアメリカに横取りされてしまうことになる。この問題は、中国が北朝鮮を迂回することにより高関税を逃れて韓国へ輸出するという現実問題として発生している。こうしたことを防ぐために、原産地規則 (rule of origin) として、関税分類変更 (タリフジャンプ) 基準と現地調達比率 (ローカルコンテンツ) 基準が採用されている。いずれも協定相手国で実質的に生産加工されたものに自由貿易の効果を限定するための規則である。しかし、国際経済学者のクルグマンは、これらの規則を厳密に適用することは、膨大な事務作業量を要し、そのトランザクションコストが却って貿易の促進を阻害する可能性があることを指摘している。

どの形態の地域貿易協定を採用するかは、それがもたらす貿易創出効果と貿易転換効果が自国、協定国または世界に対してどのような経済厚生効果を生じるかによる。ここで取り上げた豪州・中国間自由貿易協定は、どの形態の貿易協定を目指すべきかについても、上記のような観点から十分な議論が交わされている。

参考文献

- [1] 加賀爪 優「豪州の食料農業事情と環境政策」、2005年12月25日、アジア・大洋州地域食料農業情報調査分析検討会報告資料、国際農林業協力・交流協会
- [2] 加賀爪 優「自由貿易協定を巡るオーストラリアの対応と国際市場への波及効果」、大洋州経済、第11号、大洋州経済学会、1～36頁、2003年9月。
- [3] Productivity Commission, "Trends in Australian Agriculture", Research Paper, Australian Government, June 2005.
- [4] ABARE, "Trade flows between Australia and China --- An opportunity for a free trade agreement ---", ABARE conference paper No 05.1
- [5] DFAT, "Australia-China Free Trade Agreement Negotiations", Australian Department of Foreign Affairs and Trade, release documents. "Modeling the Potential Benefits of an Australia-China Free Trade Agreement"
- [6] DFAT, " Potential Benefits---Overview on Australia-China Free Trade Agreement ", Australian Department of Foreign Affairs and Trade, release documents.